

税務システム等標準化 収滞納管理機能・帳票WT（滞納管理） 次第

- 日時 : 令和3年6月16日（水） 13:30～16:30
- 開催場所 : skype会議

時間	議題	内容	資料
13:30 – 14:00	ご挨拶・ご説明	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局からの挨拶 ● 本日の進め方のご説明 ● 全国意見照会の、反映した件数のご説明 ● 昨年度から今年度にかけての、方針の変更点のご説明 ● 教示文にかかる方針のご説明 ● 滞納管理にかかるレイアウト検討帳票の基準についてのご説明 	次第
14:00 – 15:30	機能要件・帳票要件の意見照会確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能要件・帳票要件の意見照会について、事前に確認頂いた内容を踏まえた協議 	資料1,2
15:30 – 16:30	仕様全体へのご意見確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去経緯を反映した機能要件・帳票要件へのご意見 ● 機能要件・帳票要件をもとに作成した業務フローへのご意見 	資料 3,4,5,6

< 配付資料 >

- 資料1：滞納管理_全国意見照会対応方針案_01_機能要件
- 資料2：滞納管理_全国意見照会対応方針案_01_帳票要件
- 資料3：滞納管理_標準仕様書（案）_01_機能要件
- 資料4：滞納管理_標準仕様書（案）_01_帳票要件
- 資料5：滞納管理_標準仕様書（案）_02_帳票印字項目
- 資料6：BPMN業務フロー_滞納管理

全国意見照会の結果概要

- 全国意見照会で様々な意見を受領しました。同時にAPPLIC税TFへも意見照会を行っております。
- 本日は構成員への事前確認をした結果、確認・協議事項として残ったものを中心に検討対象とします。



	令和2年		令和3年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
機能要件	11/13~12/16 ↔					4/13~4/23 ↔	
帳票要件				2/17~3/12 ↔		5/11~5/21 ↔	

意見総数	WT事前確認 ※重複含む	検討対象
1,475件	335件	33件

870件	421件	28件

2,345件	756件	61件

※件数は一般市分を集計

昨年度WTから変更された主な方針①EUC機能の性能差異における取り扱い

- EUC機能について、各社製品の機能差異が大きい／現在標準仕様書に記載の「EUC代替可」で実現される内容に差異があることが推察されます。
(当初、CSV形式で一覧・集計表が出力できるものを想定)
- 事務局で各社の機能の差異を確認し、EUCの記載を詳細化します。そのため、EUC代替が見込まれる内部帳票について、検討を一旦保留とします。

現行標準仕様書の課題

各社EUCの機能に差異がある

各社の機能差異に伴い、現在標準仕様書に記載の「EUC代替可」で実現される内容に差異がある

事務局の対応

各社のEUC機能の差異を確認し、EUCで対応できる範囲を詳細化

詳細化したEUC機能を前提に、「EUC代替可」の条件を詳細化

収滞納WTの対応

EUC機能の詳細化、EUC代替可の条件の詳細化が決定するまで、EUC代替が見込まれる内部帳票の検討を保留

昨年度WTから変更された主な方針②レイアウト検討帳票上のオプション項目の取り扱い

○ レイアウト定義する帳票のオプション項目について、オプション項目が記載されたままのレイアウト検討が困難であることから、オプション項目を 必須／削除／他項目への統合 への仕分けを行いました。

標準仕様書（帳票）叩き台 帳票出力項目定義

SAMPLE

税目 05_収納管理
 帳票No. 38
 帳票名称 再振替のお知らせ

No	表示項目		実装すべき項目	実装しても しなくても良い項目	備考	実装してもしなくても良い項目の仕分け	
	大分類	中分類				対応方針	理由・統合先の項目等
1	帳票タイトル		●				
2	宛先		●				
3	カスタマーバーコード		●				
4	帳票本文		●		「すでに納期限が過ぎ ているので、速やかに お納めください」など事前		
5	通知日		●				
6	加付庁名（通知者名）		●				
7	公印		●				
8	口座振替不能詳細	No		●		削除	サンプル1社のみ。WTでも 必須との意見なし。
9	口座振替不能詳細	税目	●				
10		通知書番号	●				
11		金額	●				
12		賦課年度	●				
13		調定年度分	●				
14		期別	●				

○ 教示文の記載方針は、昨年度は「不利益処分に該当するなど帳票を受け取った相手方が、不服申し立ての権利がある帳票に記載されること」を想定していましたが、全国意見照会での集約の結果、自治体ごとに方針が統一されていないように見受けられました。

○ 教示文が記載される差押系、猶予系について、国税庁に対し、現行標準仕様案で実装予定の帳票について、国税庁の帳票における教示文の記載の有無を確認し、標準仕様の項目に反映する方針とします。

全国意見照会でいただいた意見の例

No.93 最高価申込者の決定※滞納者用

- ・【教示文必要】不動産の最高価申込者の決定は不利益処分ではないが、不服申立て期間の特例（地方税法第19条の4第3号）が適用されるため

No.305 職権による換価猶予許可通知書

- ・【教示文必要】教示文は記載必要と考えるため。
- ・【教示文不要】徴収猶予、申請による換価猶予においては、一部申請通りにしない場合のみ教示文が必要となるため。

No.513 相続による納付義務承継通知書

- ・【教示文必要】行政不服審査法第60条第2項に規定される処分と考えられるため（なお、行政処分か否かは、明確に定められておらず、市町によって考え方が異なると思われるが当市では行政処分と考えているため、記載している。）

滞納管理にかかるレイアウト検討帳票の基準について

- 全税目横断で、「外部帳票」かつ「実装すべき帳票」については、原則レイアウトを検討する対象となりました。
- 滞納管理においては、帳票数が他税目と比較し多数であるため、以下のスクリーニング基準をもとに、現行仕様書案で定義する滞納617帳票のうち、レイアウト検討対象を65帳票に削減しました。

スクリーニング基準

スクリーニング基準の考え方

①外部の機関が受領する帳票	<p>滞納者だけに送付する帳票は、原則レイアウト検討の対象外</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 1か所の団体に対し、複数の自治体から届くケースがあるため、レイアウトが統一された方が外部機関にとって有用と考えられる。✓ 一方、滞納者にしか送付しない帳票は、複数の自治体から同一帳票が届くケースは多くないと考えられる。✓ なお、外部の機関については、裁判所/金融機関/法務局/国税局/他自治体 等を想定。
②帳票印字項目において、他の帳票と差異がある帳票	<p>帳票印字項目が同一の帳票は、原則レイアウト検討の対象外</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 別帳票であっても、帳票印字項目が同一の場合、代表となる帳票のレイアウトを流用可能。
③既存の様式がない帳票	<p>既存の様式（政省令様式、地方税務協議会作成の統一様式 等）は、原則レイアウト検討の対象外</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 既存の様式と同じレイアウトを使用すればよいため、新たにレイアウトを定める必要がない。
④その他	<p>スクリーニング後、自治体ごとにカスタマイズの根源となりうる帳票は、例外的にレイアウト検討の対象</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 上記のスクリーニングで対象外となった帳票についても、自治体ごとに帳票レイアウトが異なり、カスタマイズの原因となる帳票は、標準化の趣旨に照らし、レイアウト検討の対象とする。